

## 第22回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年7月28日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 水産会館 6階 会議室
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、  
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男、  
松本 めい子、鈴木 正男、小栗山 喜一郎、坂本 雅信、  
和田 一夫
- 専 門 委 員 齋藤 御津久、嶋津 圭一、田邊 克巳
- 水 産 課 石黒課長  
大槻漁業調整班長、中川副主査  
篠原漁船漁業班長、植木副主査
- 漁業資源課 宮嶋課長  
藤元資源管理班長、五味副主査
- 水産事務所 銚子：小舟所長、高橋技師  
館山：永山課長  
勝浦：原所長、古山副主査
- 水産総合研究センター  
島田主任上席研究員
- 事 務 局 玉井副技監、川合主査
- 4 議事事項
- (1) 千葉海区における漁業の免許について（諮問）
  - (2) 火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
  - (3) 敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
  - (4) うなぎ稚魚漁業の制限措置等について（諮問）
  - (5) うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）
  - (6) 第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について

(7) 第1種区画漁業（のり養殖業）の施設の設置に係る協議について

(8) いせえびの採捕に係る誘導陥せい式漁法の禁止についての委員会指示の見直しについて

(9) その他

## 5 審議経過

### 【玉井副技監】

それでは、皆様、定刻となりましたので、ただいまから第22回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

### 【石井会長】

皆様には、引き続き、第22回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

7月に入り、九州北部や東北で記録的な大雨となり、土砂災害や河川の氾濫が起こった一方、関東では35度を超える猛暑日が続いております。今年の夏はエルニーニョ現象により、さらに暑い夏になるようですので、皆様、御自愛いただきたいと思います。

さて、8月からイセエビ漁が始まります。令和4年度の千葉県のイセエビの資源評価結果は、資源水準は高位、動向は増加となっており、イセエビの水揚げで浜の活気が沸くことを期待しております。

本日の議案は「漁業の免許」、「火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業、うなぎ稚魚漁業の制限措置等」、「小型定置網漁業とのり養殖業の施設設置」と「いせえび誘導陥せい式漁法の委員会指示の見直し」についてです。議案が多くなっておりますが、いずれも重要な案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして挨拶いたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

### 【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日の会議には委員全員の出席をいただいております。本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、専門委員の北澤委員から出席できない旨の連絡がございました。

次に、本日の委員会の進め方についてですが、本日は、多くの議案があり、委員会終了後に連合海区漁業調整委員会の事前打合せがあることから、議案の朗読は省略させていただきます。御了承願います。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願いいたします。

#### **【石井会長】**

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。

清水会長代理と鈴木正男委員、お願いいたします。

続いて、議題に入ります。

第1号議案「千葉海区における漁業の免許について（諮問）」を上程いたします。

水産課から説明をお願いします。

#### **【大槻班長】**

説明概要：9月1日免許予定の共同漁業権60件、区画漁業権37件及び定置漁業権11件について、競願はなく現在の漁業権者から免許申請があり、その内容を審査したところ、いずれも必要書類が全て添付され、適格性があり、漁場計画の内容と同一であること等、漁業法第71条の免許をしない場合に該当しないことから、これらの申請者に免許することを諮問するもの。

#### **【石井会長】**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

黒沼委員、どうぞ。

**【黒沼委員】**

御説明ありがとうございます。事前に頂いていたほうの資料の13ページだと、数字については現在確認中ということで入っていたんですけども、今日頂いた資料ですと、かなり数字が小さくなっています。これは、人口が減っていると考えたらよろしいんですか。それとも、単に漁業から離職していると考えたほうがよろしいんでしょうか。

**【石井会長】**

お願いします。

**【大槻班長】**

事前送付した段階ではまだ審査しきれていないところがありまして、特に区画とかの人数については、今ノリをやっている方の数を入れる形になっていたのですが、そもそも組合員数が丸ごと出てきたりしていた漁協さんもあったので、そこの修正をした結果の数字になってございます。審査の過程で誤った数字で出てきたものを正しい数字に直した結果ということになります。

**【石井会長】**

黒沼委員。

**【黒沼委員】**

どうもありがとうございます。

あともう一つ、確認というか、情報共有として何かできるものがあればということも教えていただきたいんですが、免許申請者の関係で、漁協さんといわゆる株式会社と一緒に定置網とかおやりになっている新しいケースが、前のときにやったケースだと思うんですけども、一つの形であると思うんですけども、将来に向けて何か参考になるようなことがあれば教えていただけないでしょうか。要するに、こういった経営がどういうふう先ほど言われていた地域に貢献しているとか、そういったものがあれば教えていただきたいと思います。何か今後の漁業の在り方を見詰めた上での方向性みたいなものが少し見えてくるのかな、というのを教えていただければ

と思います。

**【石井会長】**

水産課、お願いします。

**【大槻班長】**

なかなかきれいな答えをするのは難しいところではあるんですが、今回、漁業法改正で少し参入の要件が見直されたというのは、全国的にも地元の漁協さんだけだとなかなか立ち行かなくなっているような状況があつて、民間の方とウィン・ウインの関係でやっていけるのであれば、いわゆる漁業の生産力アップにはつながるよねという議論の中で出てきたところなんですけど、今回、定置について民間の方とタッグを組んでというのが県内の場合2件あるんですが、やはりこの西岬とか東安房も、もともと漁協さん単独というよりは、地元の会社さんとか、あとは網会社さんとか、いろんなところと一緒にやっていく中で、漁協さん単独だけだとなかなか厳しいという場合に、企業さんも一緒になってやっていくという形の一つの例かなと思います。共同漁業権の場合、そういった形は取れませんが、養殖とか定置については、これから組合員数がさらに減って、漁協さんだけではなかなかというときに、企業等が入ってウィン・ウインの関係で、地域にとってプラスになるような形というのは、これからも増えてくるのだらうと思いますし、今回こういった形で2件の事例があるところなので、今後はこうした形はやはり増えてくるのかなという気がしております。

**【石井会長】**

よろしいですか。

**【黒沼委員】**

参考になりました。どうもありがとうございます。

**【石井会長】**

そのほかに何か御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

意見も出尽くしたようなので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「千葉海区における漁業の免許について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

**【玉井副技監】**

事務局から御報告申し上げます。先ほど議題に入る前にちょっと報告し忘れた点について事務局から御報告させていただきます。

坂本委員におかれましては、所用によって2時以降退室されたい旨の事前の申出がございました。会議規程等に照らし合わせて、会長の了解を得ていることを御報告申し上げます。

それでは、よろしく申し上げます。

**【石井会長】**

坂本委員、よろしく申し上げます。

**【坂本委員】**

ありがとうございます。

**【石井会長】**

次に、第2号議案「火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

なお、あらかじめお伝えしますが、第2号議案と、この後審議予定の「あじ・さば棒受網漁業」に係る第3号議案は、後日開催される千葉・東京連合海区漁業調整委員会と一都三県連合海区漁業調整委員会において審議、決定された上で知事に対し答申・回答することとなりますので、その点について御了承の上、御審議をお願いいたします。

それでは、水産課から説明をよろしくお願いします。

**【篠原班長】**

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が10月31日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

**【清水代理】**

1ついいですか。

**【石井会長】**

はい。清水代理。

**【清水代理】**

申請希望数ということなので問題はないと思うんですけども、神奈川の許可について、許可を受けている者が2人いて、それが公示数で1つ減っていますけれど、これは廃業ですか。

**【篠原班長】**

お一人は、廃業自体はしないんですけども、千葉県海面での火光利用は見合わせて、申請を取りやめるということで、1件減っていると聞いております。

**【清水代理】**

分かりました。ありがとうございます。

**【石井会長】**

よろしいですね。

ほかに何か御意見、御質問等ございましたら。黒沼委員、どうぞ。

**【黒沼委員】**

ありがとうございます。たしか去年もその前も同じようなことを質問したような記憶があるんですけども、後ほどのあじ・さば棒受網漁業でも同じなんですけれども、23ページの令和5年の成績一覧の一番下に書いてあることなんですけれども、便宜上、東京都の操業実績として報告されていますというのが出ている言葉なんですけれども、千葉県としての何か漁獲の統計というのはある程度取られているんでしょうか。この辺のことについて調整とか何か、一都三県あるいはそのほかのところで話合いがされたようなことはあるでしょうか。漁獲割当てのときに、千葉県が獲っているものだということははっきりしておかないと、今後に関係してくる可能性はないんだろうかというのが疑問点です。

**【石井会長】**

水産課、お願いします。

**【篠原班長】**

なお書きで書いてあるところなんですけれども、都県境のラインというのはなかなか引きづらいところで、便宜上、東京都の海面という形で整理しております。独自で千葉県として何らか統計をとるところについては、申し訳ありませんけれども、取っていないというのが現状でございます。漁獲割当てに関しては、東京都の海面については、この火光利用さば漁業については、東京都の漁獲割当てという形で割り当てられたものを千葉県も獲っているという形になるかと思えます。

**【石井会長】**

よろしいですか。



**【黒沼委員】**

はい、結構です。ありがとうございます。

**【石井会長】**

ほかに御意見、御質問等ございませんか。

ほかにないようですので、採決に移りたいと思います。

第2号議案「火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第3号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

水産課から説明をお願いいたします。

**【篠原班長】**

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が10月31日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

**【石井会長】**

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第4号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置等について（諮問）」と第5号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【石井会長】**

異議なしとのことですので、第4号議案と第5号議案を一括上程いたします。

漁業資源課から説明をお願いいたします。どうぞ。

**【藤元班長】**

説明概要：12月1日をもって「養殖用うなぎ種苗特別採捕許可」から知事の漁業許可「うなぎ稚魚漁業許可」による管理に移行するため、本県では関係者が連携し、密漁や闇流通の防止に向けた取組や調整を行ってきた経緯を踏まえて、従来どおりの運用ができる内容で、制限措置や許可方針等を定めることについて諮問・協議するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

小栗山さん、どうぞ。

**【小栗山委員】**

申請者の資格というところなんですけれども、漁協の組合員ということだけれど、今まで全然関係ない人がすくっていたり、ただ、更新料じゃないけど、許可料を払って、全く組合員以外の方がすくっていた、そういう人たちから文句とかは出ないですかね。

**【石井会長】**

資源課、どうぞ。

**【藤元班長】**

これまでの実績のある方が基本的に申請いただくような形で、ほかの漁業も同様ですが、事前に漁協さん、採捕組合さんのほうに申請希望者数の調査をした上で今回の数を設定させていただいているので、特段大きな混乱は生じないのではないかと考えております。

**【小栗山委員】**

それは組合員以外ということでも大丈夫なんですか。

**【石井会長】**

どうぞ。

**【藤元班長】**

漁業協同組合以外にも、九十九里地区ですと、種鰻採捕組合という組合がありまして、そちらの所属の方が採捕している分は漁協さんには情報がないかと思うんですけども、こちらについては、これまでも採捕組合から申請がきておりますので、混乱はないかと思われまます。

**【小栗山委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【石井会長】**

小栗山さん、よろしいですか。

**【小栗山委員】**

ええ。

**【石井会長】**

それでは、続きまして、黒沼委員さん、どうぞ。

**【黒沼委員】**

ありがとうございます。何点か確認の意味で教えていただきたいんですけども、まず、今回のこの知事許可の許可期間ですが、1年というふうに区切られていますよね。今回の漁業法の改定の関係では、ほとんどのものが3年から5年ぐらいになっていくと思うんですけども、今回はこれまで1年間でやっていたものを継承するという考え方なんでしょうかというのが1点目です。

続けて話していいですか。それとも、後からまた。

**【石井会長】**

資源課の方、今の質問に対して、どうぞ。

**【藤元班長】**

これまでの特別採捕許可が1年ごとの許可になっていたもので、それを踏襲しています。

**【石井会長】**

黒沼委員、よろしいですか。

**【黒沼委員】**

分かりました。結構です。ありがとうございます。もう一つ。

**【石井会長】**

続けてどうぞ。

**【黒沼委員】**

こちらに記載されているうなぎ稚魚漁業の制限措置の内容のところにある人数と許

可方針のほうの人数が合計すると少し違うような気がするんですけども、私の計算間違いかもしれないんですが、許可方針は新たにやる方も含めているという数字と考  
えておけばよろしいということでしょうか。

**【石井会長】**

漁業資源課、どうぞ。

**【藤元班長】**

許可方針のほうが多いのはなぜかという御質問でしょうか。

**【黒沼委員】**

そういうことです。はい。

**【藤元班長】**

こちらについては、令和4年度の実績者の数を基本としています。その中で、今回、  
公示に当たり、事前に関係漁協、採捕組合に確認したところ、令和4年の実績者数よ  
りも少ない数で申請したいという組合もございましたので、ここで差が生じています。

**【石井会長】**

よろしいですか。

**【黒沼委員】**

分かりました。すみません、最後、もう一つ。

**【石井会長】**

はい、どうぞ。

**【黒沼委員】**

千葉県の場合は、別紙2に書かれているように、数量管理の数字を出されています  
よね。1.3キログラム以上は取ってはいけないとか。資源管理上の措置だということ

だったと思うんですけども、私の認識が間違っていたら申し訳ないんですけども、国は、池入れ量の数字は出しているけれども、こういった形での全体的な数字は出されていないような気がしたんですが、特に千葉県でこの数字を出されたのは、これまでの数量というものを前提に置きながら、これで大体の目安になるだろうということを出されているということによろしいのでしょうか。それとも、資源的にこれが最適だとお考えなのかということをお聞きしたいです。

**【石井会長】**

資源課、どうぞ。

**【藤元班長】**

今御指摘のとおり、国は養殖場への池入れ数量を基準とすることで今回やっているんですけども、これまで特別採捕許可の中で数量を設定していたところでは、平成25年の9月の水産庁長官通知の中で、シラスウナギの資源管理上、採捕期間の短縮ですとか採捕数量の上限設定などで縮減に努めることを求められていたところもあり、県内では数量の上限を管理する形で運用してきたところがございます。今回、許可漁業化に当たって、円滑に移行することを主眼に考えましたので、数量のほうは引き続き、現在の、直近の上限の数量をおおむねそのまま設定することで許可の上限を設定しております。

**【黒沼委員】**

よろしいですか。

**【石井会長】**

はい。

**【黒沼委員】**

ということは、解釈としては、経験値的な数字でこれまでどおりやっていきたいということで現在の許可方針を立てるということによろしいでしょうか。

**【石井会長】**

資源課、どうぞ。

**【藤元班長】**

御指摘のとおりです。

それともう一点、先ほどの御質問で補足させてください。

**【石井会長】**

はい。続けてどうぞ。

**【藤元班長】**

うなぎ稚魚漁業の許可の期間なんですけれども、漁業調整規則第15条で、ウナギ稚魚漁業については1年ということに定めがありますので、こちらについては特別採捕の期間を踏まえて設定してございます。

**【黒沼委員】**

ありがとうございます。分かりました。

**【石井会長】**

よろしいですか。

**【黒沼委員】**

はい。

**【石井会長】**

そのほかに何か御意見、御質問等ございませんか。

本田委員、どうぞ。

**【本田委員】**

制限条件のところ質問なんですけれども、例えば66ページの一番上のひき網漁業

の制限条件で、「漁獲物は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない」と書いてあるんですけども、すくい網とかはそんな心配ないのかもしれないですけど、ひき網だったらウナギの稚魚以外が入ってしまうような気がしないでもないんですが。それでも漁獲物なので、当然それは養殖用種苗として販売するはずがないので、どこにも販売できなくなるので、要するに、ウナギの稚魚だけ獲ったら、あとのものはみんな廃棄、逃がすという大前提という理解でよろしいんですか。

**【石井会長】**

資源課、どうぞ。

**【藤元班長】**

こちらについては、漁獲物はウナギの稚魚を目的にして操業しているので、それ以外のものは水揚げしないということで、混獲物については想定しておらず、ウナギの稚魚についての記載になります。

**【本田委員】**

いいですか。

**【石井会長】**

本田委員、どうぞ。

**【本田委員】**

水揚げしたら、養殖用種苗として販売する以外に方法はないんですよ。

**【藤元班長】**

すみません。こちらの漁法ではシラスウナギ以外入らないので。

**【本田委員】**

そうですか？



**【藤元班長】**

入らないと認識しています。

**【石井会長】**

資源課のほうで今の質問に対してほかに。本田委員は、この漁具を使うとシラスだけじゃなくて、ほかの魚も入ってしまうということでしょうか？

**【本田委員】**

すくい網だとそんなことはないと思いますが、ひき網とかで絶対シラス以外入りませんなんて、幾ら目的としている漁業といっても、それはあり得ないので、入ったものをどうするのという質問です。そうしないと、水揚げしたら養殖用種苗としてしか販売できない、そうすると自家消費もだめということですよ。なおかつ、漁獲量として上限のキログラムにカウントされるので。ウナギの種苗でもないものをキログラムとしてカウントされたらえらいことになるので、これはもう逃がすしかないということなんですけれど、そういう理解でよろしいですか。

**【石井会長】**

資源課、どうぞ。

**【藤元班長】**

御指摘のとおりで、シラスウナギ以外、漁獲物とはしないので御認識のとおりです。

**【石井会長】**

本田委員、よろしいですか。

**【本田委員】**

はい。

**【石井会長】**

ほかに御意見、御質問等ございませんか。

**【藤元班長】**

すみません。

**【石井会長】**

資源課、どうぞ。

**【藤元班長】**

今回のところについては、漁獲したうなぎ稚魚はということで、ほかの魚については除外する旨、付記して修正をしたいと思います。

**【本田委員】**

どこの何を除外するんですか。

**【藤元班長】**

シラスウナギについては養殖用種苗として販売する以外に供してはならないという形で、漁獲物を限定して、用途も限定して記載することで修正したいと思います。

**【石井会長】**

そのほかに入った品物についてはどうなんですか。

**【藤元班長】**

特に制限はございません。

**【本田委員】**

制限条件でこう書いている以上、制限はあるのではないですか。

**【藤元班長】**

制限条件のところ、うなぎ稚魚に限りということで限定したいと思います。

**【本田委員】**

それならそれでいいのですが、ここで急に変わっていいんですか。

**【石井会長】**

さらに、資源課、どうぞ。

**【藤元班長】**

たびたび恐れ入ります。うなぎ稚魚漁業の許可方針なので、漁獲物はウナギの稚魚限定で考えています。表記について分かりづらいようであれば付記したいと思います。

**【石井会長】**

資源課課長さん、よろしくお願いします。

**【宮嶋資源課長】**

ただいまの「漁獲物は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない」という部分なんですけれども、こちらのほう、漁獲したシラスウナギについては養殖用種苗として販売する以外に供してはならないと、こういう形に変更して、これから関係部署と調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【石井会長】**

本田委員、どうぞ。

**【本田委員】**

そうすると、漁獲量の上限もシラスウナギに限定しないとおかしいことになると思います。要するに、制限条件の（5）番、（6）番、（7）番、どれもそうしないと、ウナギ以外に漁獲しますと言ったら、漁獲量の上限にそのウナギ以外の生物の漁獲量も入ってしまうんです、カウントで。そういうことを言っているんなら、多分シラスウナギだけの量をカウントしないと意味がないので、ここもシラスウナギ縛りにしなきゃいけないですよ。

**【石井会長】**

漁業資源課、どうぞ。

**【藤元班長】**

はい。御指摘のように、そこは誤解のないように修正したいと思います。

**【本田委員】**

現実にウナギ以外水揚げしているんですか、本当に。

**【石井会長】**

どうぞ。

**【宮嶋資源課長】**

委員御指摘のように、実際はシラスウナギ以外水揚げするということとはございません。

**【本田委員】**

それが現実なら、それは入っても捨ててきているということなので、何も変える必要はないのではないですか？

**【石井会長】**

続けてどうぞ。

**【宮嶋資源課長】**

そうですね。実際、先ほど御説明いたしましたとおり、この漁業は、見えているウナギを、表面を随分ゆっくり引くような漁業でございまして、そもそもウナギ以外の漁獲物というのはあまりないんですが、全くないと言うほどまでではございません。先ほど来の話の中で、ウナギ以外は水揚げしないという実態がございまして、御理解いただけることであれば、訂正せずに、このままいかせていただければと思います。

**【石井会長】**

本田委員、どうですか。

**【本田委員】**

最初に私が聞いたのは、ウナギだけ獲って、ほかに何か入っても、それはみんな廃棄、逃がすんですよという質問をしたので、そうですということなら、この話は終わりですね。

**【石井会長】**

よろしいですか。

ほかに何か御意見、御質問等ございませんか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置等について（諮問）」と第5号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第4号議案と第5号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示をする必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

**【石井会長】**

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第6号議案「第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

**【川合主査】**

説明概要：令和5年9月1日免許予定の漁業権に、引き続き協議の条件が付されている第2種共同漁業（小型定置漁業）の施設設置について、協議するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、御質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第6号議案「第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第6号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第7号議案「第1種区画漁業（のり養殖業）の施設の設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

**【川合主査】**

説明概要：令和5年9月1日より前にのり養殖施設の設置を希望している漁協が、現行漁業権に基づき、漁業権免許に条件が付されている第1種区画漁業（のり養殖業）の施設設置について、昨年度と比較して行使者数は同数、20間網換算養殖柵数が169柵減少する内容で協議するもの。

**【島田主任上席研究員】**

説明概要：令和4年度漁期ののり養殖概要と令和5年度漁期の施設設置計画について説明するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんか。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第7号議案「第1種区画漁業（のり養殖業）の施設の設置に係る協議について」、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第7号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第8号議案「いせえびの採捕に係る誘導陥せい式漁法の禁止についての委員会指示の見直しについて」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

**【川合主査】**

説明概要：昭和37年から期間の定めがなく発出されている当該委員会指示については、当初の目的が果たされ、令和5年9月1日付けで免許予定の漁業権の行使規則で、当該漁法が禁止漁法に位置づけられるため、今後、当該委員会指示の必要性がないと判断されることから、廃止することについて、審議するもの。

**【石井会長】**

続いて、水産課からお願いします。

**【大槻班長】**

説明概要：当該漁法の施設は、そのほとんどが経年劣化により使用できない状態であり、利用可能な施設についても当該漁法による利用実態はない。漁業権の切替に当たり行使規則で禁止漁法として位置付けられ、今後も引き続き、行使規則で規制するよう指導していく旨を説明。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

**【鈴木委員】**

実は、1か月ぐらい前に、よく海に行く人が川津で「ため池にエビがいるんだ」と話していたから、何で集まるのかなと思っていました。もしかしてそれってこの施設かなと、今そうやって思ったんですけど、陸の近くのため池にエビがたくさんいるというのは普通考えられないんだけど、この話聞いて、もしかしてこれかなと今思いました。こういう場合、どうしたらいいんですかね。実際にいるらしいですよ。今、チョウチョウウオの研究している人がよく浜にいて、その人の話なんですけど。

**【石井会長】**

水産課、どうぞ。

**【大槻班長】**

勝浦の管内についても、今これを漁法として使っている実態はないと聞いていますので、たまたまその施設の跡にイセエビがいるということだと思んですけど、当然、組合員じゃない方というのは、イセエビ獲ると漁業権の侵害になりますから獲れませんし、組合員の方がそれを、この漁法としてではなくて、何か網とかですくって獲る分については、サイズと期間、この辺さえ、調整規則の期間を守っていれば、特に漁業権に基づいて利用することは特段問題ないかなと思います。

**【鈴木委員】**

分かりました。

**【石井会長】**

よろしいですか。



**【鈴木委員】**

はい。またちょっと聞いてみます。

**【石井会長】**

地元に戻って、もうちょっと詳しく確認取っていただいて、それでまた。

いいですか。ほかに何か御意見、御質問ございましたら。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第8号議案「いせえびの採捕に係る誘導陥せい式漁法の禁止についての委員会指示の見直しについて」、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

**【石井会長】**

挙手全員により、第8号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示する必要があるのですが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【石井会長】**

御異議ございませんということで、そのようにいたします。

次に、議題(9)の「その他」ですが、皆様、何かありますか。ございませんか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第第6の「その他」ですが、皆様、何かありますか。

特になければ、水産課からお願いします。

**【篠原班長】**

(利根川尻さば漁場の操業調整会議の結果について報告)

**【石井会長】**

ただいまの報告について御質問等ございましたら、お願いいたします。ございませんか。

特になければ、次に漁業資源課から報告をお願いいたします。

**【藤元班長】**

(くろまぐろの期間別(令和5年7月から9月)の配分量について報告)

**【石井会長】**

ただいまの報告について御質問等ございましたら、お願いいたします。ございませんか。

特になければ、会議次第の第6の「その他」を終了し、会議次第第7の「事務局連絡事項」に移ります。

それでは、事務局からお願いいたします。

**【川合主査】**

(事務連絡)

**【石井会長】**

それでは、これをもちまして第22回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後3時20分 閉会